（別紙様式1）

**令和　　年　　月　　日**

**JGAP個別審査【畜産】申請書**

**鹿児島大学共同獣医学部長　　殿**

**申請者　〒**

**住　所**

**会社名**

**申請者氏名　　　　　　　　　　　　　印**

**「JGAP農場用管理点と適合基準【畜産】（2022）」に基づいたJGAP認証審査を受けたいので、下記のとおり申請します。**

**記**

|  |  |
| --- | --- |
| **１．認証を受ける施設の名称及び所在地、氏名** | |
| **ふりがな** |  |
| **(1) 名 称** |  |
| **ふりがな** |  |
| **(2) 所在地** | **〒** |
| **連絡先** | **TEL:** |
| **(3)JGAP責任者名** |  |
| **(4)担当者名**  **連絡先** | **TEL: 　　　E-mail** |

**※（１）名称、（２）所在地は認証書に記載されます。**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **２．　認証を受ける品目・出荷の形態☑** | | | | | | |
| **□ 乳用牛** | | **□ 生乳** | | | **□ 肉用牛** | **□ 豚** |
| **□ 採卵鶏** | | **□ 鶏卵** | | | **□ 肉用鶏** |  |
| **農場規模** | | **乳用牛：搾乳牛　　　　　頭**  **肉用牛：肥育牛　　　　　頭**  **豚：母豚　　　　　　頭　肥育豚　　　　　　頭**  **採卵鶏：成鶏羽数　　　　　　　　　羽**  **肉用鶏：飼養羽数　　　　　　　　　羽** | | | | |
| **年間出荷数** | | **乳用牛：生乳出荷乳量　　　　　　　t**  **肉用牛：肥育牛出荷頭数　　　　　　　　　頭**  **豚：肥育豚出荷頭数　　　　　　　頭**  **採卵鶏：鶏卵　　　　　　　tまたは個**  **肉用鶏：出荷羽数　　　　　　　　羽** | | | | |
| **３．　認証を受ける工程　（当てはまるものすべてに☑）** | | | | | | |
| **□ 飼養・畜産物取扱い工程** | | | **□自給飼料生産工程**  **(□農薬使用　□農薬使用なし)**  **自給飼料生産工程対象畜種**  **(□乳用牛 □肉用牛 □豚　□採卵鶏 □肉用鶏)** | | | |
| **４．審査のタイミング** | | | | | | |
| **□ 初回** | **□ 維持** | | | **□ 更新**  **（有効期限：　　年　　　月　　日）** | | |
| **５．　審査希望時期** | | | | | | |
| **第1希望：　　　　年　　　月頃**  **第2希望：　　　　年　　　月頃** | | | | | | |
| **６．　指導者** | | | | | | |
| **JGAP関連指導者名：** | |  | | | | |
| **７．実地審査参加予定者（※原則非公開となります）** | | | | | | |
| **氏名及び所属：** | |  | | | | |
| **８．適合性を審査する基準** | | | | | | |
| **□ JGAP農場用 管理点と適合基準【畜産】2022** | | | | | | |
| **９．部外者農場入場ルール等あてはまるものに☑及びご記入をお願いします。(審査員が入場する際の防疫ルールなど)** | | | | | | |
| **ダウンタイム（海外渡航を除く検疫期間）**  **□ 特になし（飼養衛生管理基準に準ずる）**  **□ 同畜種で　　日**  **その他入場ルール：** | | | | | | |
| **１０．対象農場施設情報(別途添付)　管理点1.1と1.2の情報** | | | | | | |
| **１）畜舎の情報（各施設名、所在地、床面積、収容頭(羽)数、飼養畜種）**  **２）畜産物取り扱い施設の情報　※乳用牛と採卵鶏のみ**  **（施設名、所在地、取扱い品目、搾乳方式、搾乳頭数、保管可能数量）**  **３）倉庫の基本情報（名称、所在地、主要保管物：飼料、動物用医薬品等）**  **４）家畜排せつ物処理施設の情報（施設名、所在地、床面積、処理方法）**  **５）草地等の情報　※自給飼料生産工程が対象となっている場合**  **（名称、所在地、作付けする飼料作物名、面積）**  **６）上記施設の配置及び農場周辺の畜産関連施設がわかる地図** | | | | | | |
| **１１．対象農場組織情報** | | | | | | |
| **１）労働者に関する情報**  **□ 労働者はいない**  **□ 労働者を雇用している**  **（常時雇用　　人　臨時雇用　　人　外国人労働者　　人　その他　　）** | | | | | | |
| **２）農場組織体制図（責任者が確認できるもの）（別途添付）管理点2.1** | | | | | | |
| **３）外部委託の有無**  **□ 無**   * **有：輸送工程**   **委託先名称：**  **所在地：**  **連絡先：**   * **有：飼養工程・その他（第三者認証　□有　□無）**   **委託内容：**  **委託先名称：**  **所在地：**  **連絡先：** | | | | | | |
| **１２．対象農場の飼養管理情報（別途添付）** | | | | | | |
| **■2022**  **１）生産工程のフロー図及び生産工程におけるリスク管理(評価)を文書化した書類（管理点7.2、7.3）**  **２）自己点検記録及び是正処置完了記録（管理点2.4）**  **３）アニマルウェルフェアチェック表（管理点L1.4）**  **４）農場管理の方針を示した文書（管理点2.3）** | | | | | | |
| **１３．対象農場の飼養管理情報** | | | | | | |
| **■2022**  **１）放牧の有無**  **□ あり　　□ なし**  **２）エコフィードの使用**  **□ あり　　□ なし** | | | | | | |

（JGAP要項第３号）

○鹿児島大学共同獣医学部JGAP被認証農場に対する要求事項に関する要項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年11月29日

共同獣医学部長裁定

　（趣旨）

第１　この要項は、鹿児島大学共同獣医学部が行うJGAP審査・認証業務が、公平で、適切に且つ円滑に行われるために、認証における規則に関し、被認証農場に対する要求事項について必要な事項を定める。

(被認証農場の権利)

第２　被認証農場および申請者は、当認証機関より審査と認証についての手順の記述文書、認証のための要求事項の記述文書ならびに認証された被認証農場の権利および義務についての記述文書の提供を受ける権利を有する。

２　申請農場は認証の判定結果に関する通知を受ける権利を有する。

３　被認証農場は、認証された場合は当認証機関より認証書を受けることができる。

４　被認証農場は、認証された場合は当認証機関の認証番号が入ったJGAP認証マークを有効期限中使用することができる。

５　被認証農場は、当認証機関の認証書、広告物および認証された活動にかかわる書類などに、

認証されていることについて言及することができる。

６　被認証農場および申請農場は当認証機関の認証に関する判定結果に異議がある場合は、当認証機関に異議申立てを行うことができる。

（被認証農場の義務）

第３ 認証基準に規定された各要求事項に適合すること。

２　認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。

３　認証審査の実施に必要な全ての準備を行うこと。この準備には、当認証機関が行う認証審

査、定期審査、再審査及び更新審査並びに苦情及び異議申立て解決のために必要な文書の調

査、現場への立ち入り、記録の閲覧及び当認証機関との面接のための用意を含む。

４　認証対象範囲以外の業務及び活動を、認証されていると表明してはならない。

５　認証に基づく権利を当認証機関の評価を損なうような方法で利用してはならない。また、

認証の対象となった認証範囲についてのみ認証されていることを表明するものとし、当認証

機関が、誤解を招いたり、認めた範囲を逸脱すると考えるような認証に関する表明を行って

はならない。

６　認証の一時停止又は取消しを受けた場合は、認証を引用しているすべての宣伝及び

広告を中止し、認証書を返却しなければならない。

７　認証の使用は、認証基準に適合していると認証されていることを示すためのみに使用しな

ければならない。

８　認証書、報告書、認証マーク及びそれらの一部であっても、認証基準や認証書の範囲を逸脱するような認証に関する表明（鹿児島大学共同獣医学部が認証した農場以外の加工品等や法人、個人等が認証を取得しているような広告、宣伝など）を行うことはできない。

９　文書、パンフレットまたは宣伝及び広告などの媒体で認証されていることに触れる場合

には、当認証機関の要求事項に従う。

10　認証審査に係る費用は、当認証機関が請求する料金を前納するものとし、納入確認後、審

　査は開始される。また、認証された後は、認証維持のための費用を支払わなければならない（臨時審査、維持審査を含む）。

11　認証に使用された規格の要求事項の継続に影響を与える可能性のある事項（地位又は所有権、組織、連絡先、活動範囲の重要な変更）があった場合は、遅滞なく書面をもって通知する。

（反社会的勢力でないことの確約)

第４　現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将

来にわたっても該当しないこと。

２　自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、

取引に関して脅迫的な言動をし、又は当認証機関の業務を妨害する行為等を行わないこと。

３　上記のいずれかに該当する行為をし、または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、認証の取消しとなり、異議申立はできない。

（認証マーク等の表示の使用許諾の条件及び範囲)

第５　被認証農場は、前条に適合している限りにおいて、本認証有効期間中、認証の対象となった農場のみにおいて、認証マーク等および付記事項の表示の使用について許諾されるものとする。

２　JGAPマークの使用については、日本GAP協会のJGAPマーク使用の細則に準ずることとする。

附　則

　この要項は、令和４年11月29日から実施する。

（別紙様式2）

**同　意　書**

**鹿児島大学共同獣医学部長　　殿**

**「JGAP農場用管理点と適合基準【畜産】2022」に基づいたJGAP認証【畜産】の認証申請に当たり、下記の事項について同意します。**

**記**

**１．****鹿児島大学共同獣医学部JGAP被認証農場への要求事項に関する要項****（JGAP要項第３号）**

**２．審査に必要な文書による調査、施設への立入り、記録の閲覧及び面談のための用意を行い誠実に対応すること。**

**３．鹿児島大学共同獣医学部が認証申請の範囲内で審査のために必要な情報を求めたときは、速やかに提供すること。**

**４．申請書内容に変更があった場合は、遅滞なく変更内容を報告すること。**

**また内容に齟齬があることが確認された場合、協議の上、鹿児島大学共同**

**獣医学部の指示に従うこと。**

**５．審査に関わる具体的な内容などについて、鹿児島大学共同獣医学部の承諾を得ることなく第三者に公開しないこと。**

**令和　　年　　月　　日**

**申請者　氏名　　　　　　　　　　　印**